

令和8年度 相談支援従事者指導者養成研修
自治体職員コース

講義

相談支援の基本的理解 I

相談支援に求められる 本人中心の意義

一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク

代表理事

玉木幸則

この講義の目的は・・・

- みなさんは、都道府県職員として、相談支援従事者養成研修を実施する担当者です。
- 確かに、事務手続き上は、研修が実施できたらいいので、「相談支援」を理解しなくてもいいのかもしれない。だから、この講義は、退屈に感じる人もいるかもしれません。
- その上で、ただ研修を実施すればいいと捉えるのではなく、それぞれの都道府県で、どんな人材を養成していくのか。どんな相談支援体制整備をしていくのか。そのためには、何が必要かを考えていただきたいと思います。
- だから、まずはぼんやりでも「相談支援」について、理解していただければと思います。

自己紹介

私の職歴は・・・①

- 大学卒業後・・・旧・知的障害者通所授産施設で勤務（1年）
- 自立生活センターメインストリーム協会（92年～12年）で勤務
どんなにより集中的な支援が必要であったとしても入所施設や病院で暮らすのではなく、地域でその人らしく暮らしていけるように、一人暮らしを実現していけるお手伝いをしていた。
- 2001年より、「西宮市障害者生活支援事業（相談支援事業の前身）」の管理者兼相談員となる。
- 2008年、西宮市地域自立支援協議会会長（10年）
- 2008年より、厚生労働省 相談支援従事者指導者研修検討委員会委員（継続中）

私の職歴は・・・②

- ・2012年11月より、西宮市社会福祉協議会の職員となる。
- ・2013年4月より、障害者総合相談支援センターにのみや(基幹相談支援センター)センター長となる。
- ・2017年4月、相談支援事業課 相談総務係 係長を経て、2019年4月より、地域生活支援課 地域福祉権利擁護係 係長となる。

【社会福祉協議会での具体的な仕事】

- ・障害者相談支援事業
- ・基幹相談支援センター
- ・福祉なんでも相談
- ・生活福祉資金事業
- ・日常自立生活支援事業
- ・障害理解推進事業(あいサポート運動事業等)

今のお仕事は

- ・2020年3月、西宮市社会福祉協議会を退職。
- ・現在は・・・内閣府障害者政策委員会委員(2025年1月任期終了)
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 顧問
一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク 代表理事
特定非営利活動法人クーポノ理事
兵庫県障害者自立支援連絡協議会会長 兼 相談支援部会長
社会福祉法人西宮市社会福祉協議会
権利擁護普及推進及び相談支援アドバイザー
龍谷大学 客員教授 立命館大学生存学研究所客員研究員
などの役割をいただいている。
社会福祉士でもある。その他、研修会や講演会の講師等を務めさせていただいている。

※簡単にいうと、「フリーター」かな。

自分としては、ソーシャルワーカーだと思って働いている。

ソーシャルワーカーってなに？

簡単にいうと、どうすれば、みんなが幸せに暮らしていけるのだろうか。「福祉」

また、どうすれば、みんなが一緒の社会で暮らしていけることができるのか。

「social inclusion」

ということを考えて、暮らしやすい社会に変えていくための一翼を担う仕事。

相談支援の目的

相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム

科目	獲得目標	内容	時間数
1,障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義(5時間)			
○相談支援(障害児者支援)の目的	基本的な人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。 また、利用者理解の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。	障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを出来るために生活支援が実施されることについて理解するための講義を行う。 ・ 障害児者が置かれている立場の理解を深めるために、障害当事者による講義等を実施する等、地域の実情に合わせた工夫を行う。	1.5時間

私が専門職として
障害当事者として
一貫してめざしているのは・・・？

フルインクルージョン

完全なカタチで
ともに生きていける
ことができる社会を
つくっていくこと・・・

それは・・・

分けないこと 排除しないこと
平等な選択肢があること

すなわち

ともに生きていくということ

Diversity Equity Inclusion

大きな企業では 理念の中にDEIをあげているところもある

Diversity

多様性(ダイバーシティ)」とは、組織的な職場の中に、アイデンティティやアイデンティティ政治などの意味で様々な種類の人が存在することを意味する。

Equity

公平性(エクイティ)とは、公平な報酬や実質的な平等など、公平性と正義の概念を意味する。

Inclusion

包括性(インクルージョン)」とは、帰属意識と一体感という意味で「すべての従業員が自分の声を聞いてもらえていると感じる」経験を生み出す組織文化を構築することを意味する。

そもそも相談支援とは？

その1

- ・日本語として考えると・・・

「相談」

物事を決めるために他の人の意見を聞いたり、話し合ったりすること。また、その話し合い。(自己選択・自己決定)

「支援」

他人を支え、たすけること。

(お手伝い)

そもそも相談支援とは？

その2

- しかし、地域自立生活をすすめていく上で「相談支援」は、欠かせないけれど…
ほんまに、大丈夫かな？

- 福祉サービス等利用計画作成を

個別給付化

これを「相談支援」と勘違いしている人も

少なくはない

そもそも相談支援とは？

その3

- ・障害者の地域生活を支える相談支援
- ・本人中心のケアマネジメント

基本は…セルフマネジメント支援であるはず。

- ・地域の財産となりうる社会資源の改善 開発
- ・入所施設や病院からの地域生活移行支援
- ・地域自立支援協議会からの地域作り

などなど…

本来のソーシャルワークであるはずだが

毎日毎日をどう生きるのか。

暮らしが良くなっていくからこそ

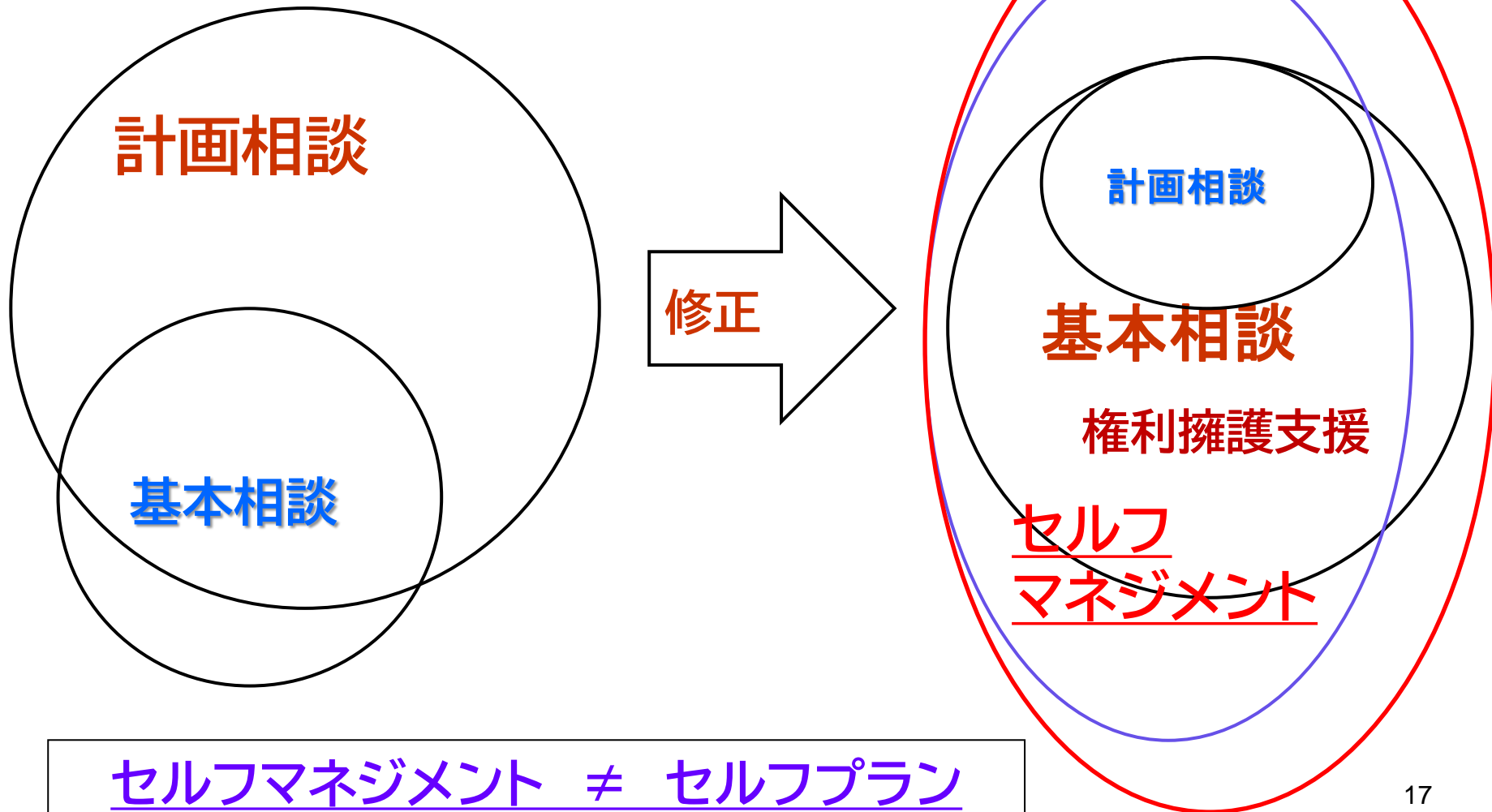
夢が語れるのでは？

相談支援が地域自立生活を
支えていくための
セーフティネットと
なるべきである。

本当に求められる

相談支援とは？

再度 確認ですが...



すなわち 障害があっても
その人らしい暮らしが
実現できるように

どこで 誰と 暮らすか
どんな暮らしをしていくのか
その人らしい暮らしを
実現していくための
お手伝い！

ただし 福祉サービス等利用計画は
市町村が福祉サービスを支給決定するうえで
とても重要な根拠となる

しかし、市町村の理解不足など
により、市町村の都合による運用
を変更している場合は、利用者の
サービス等を利用するという権利
が奪われている場合もある。

たとえば 障害福祉サービスと 介護保険サービスの併給について

兵庫県高齢障害者ケアマネジメント充実強化事業報告書より(2016年)

- 障害者総合支援法の規定(第7条)により、自立支援給付のうち、介護保険法に相当するサービスを利用できる場合は、原則として介護保険サービスからの給付が優先される。しかしながら、この調整規定は以下のような構造的または運用上の課題を抱えている。

(中略)

- 介護保険法に相当するサービスの解釈において、自治体ごとの差異があり、心身の状態がほぼ同様の者であっても、65歳を境として障害福祉サービスの継続利用に大きな差が生じている場合がある。

※ 介護保険サービスと障害福祉サービスの調整規定にかかる兵庫県下の市町の解釈には大きな差がある。重度訪問介護を利用していた者が65歳に到達した場合に、引き続き支給を行う(上乘せ支給)を行うかどうかの基準が異なっている例(要介護5以上でなければ支給を打ち切る場合や、個々の状況に応じて判断をしている場合等)。

【社会保障審議会障害者部会報告書・社会保障施策等についての兵庫県下の自治体アンケート結果。兵庫県社会保障推進協議会。2015年参考】

・原則として介護保険サービスからの給付が優先される

優先は、介護保険サービスへの移行ではない。

・例えば、重度訪問介護を利用していた者が65歳に到達した場合に、引き続き支給を行う(上乘せ支給)を行うかどうかの基準が異なっている。

障害支援区分5以上でなければ併給できない。

介護保険サービスを全部使っていないと併給はできない。

といった併給条件を付けている市町村があるが・・・

介護保険サービスにないサービスや介護保険サービスだけでは、65歳までの生活ができない場合は、併給できる。

たとえば 市町村の地域生活支援事業
日常生活支援事業の運用について
たしかに 市町村に裁量権はあるものの・・・

・点字ディスプレイ

厚生労働省の参考例では

点字ディスプレイ

盲ろう者 視覚障害者 とななっているが

ある市では

点字ディスプレイ

視覚障害2級以上かつ

聴覚障害2級の重複障害者で必要と認められる人

こういうケースがまだあるのではないだろうか。

障害とは

障害ってなに？ 障害者ってどんな人？

- 身体障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害
知的障害 発達障害 精神障害などのある人たちが
障害者と言われてきたが…
内臓などの病気
- 本当は、それらの人たちが 地域の中で 阻害され
生きづらさなどを感じている状態のことをいう。
また、地域社会の仕組みや
それらをつくってきた人たちの
意識(こころ)の中にこそ
真の「障害」が潜んでいる。 (玉木の理解)

いま世界は「障害の社会モデル」

どうということ？

見てわかる障害？

見てもわからない

障害？

EX:見える障害でいいね！
発信できていいね！

見た感じ、ボクは

歩けない 話しづらい

ということは、わかるが。

ボクの生きづらさや暮ら

しにくさは、見てもわから

ないのでは？

それは、障害がないと言われている人も
同じ話なのではないだろうか。

みんな一人ひとりの
障害のある人に対する
見方や考え方に
本当の「障害」がある。

社会モデルの誤解や勘違い

医学モデル

VS

社会モデル
(自立生活モデル)

医学の否定ではない

医学モデルのイメージ

医療

指示

余暇

保健

教育

就労

等々

住宅

福祉

活動

本人の暮らし

社会モデルのイメージ

社会モデル(自立生活モデル)

本人の暮らしに対する思い

福祉

医療

教育

保健

住宅

就労

余暇

活動

等々

ほんまは、どうでもええ話ですが・・・

- 「障害」という表記も

「障がい」とか「しょうがい」に変えることでほんとうに「障害」はなくなるのだろうか。

本当に障害のある人の尊厳を守ることになるのか。

見方を変えると「優しさの押し売り」にも見えてしまう。「**パターンリズム**」

- 「障碍」と表記するところもあるが、妨げるといういみで、日本語では、電柱の上に付いている白い陶器「碍子」にしか使われているところをみたことがない。

「障碍」はもともと「しょうげ」という読みの仏教用語で、物事の発生、持続などに当たって

妨げになること、転じて悪魔、怨霊などが邪魔をすることでより悪い意味もあり得ることが確認されている。 (内閣府第10回障がい者制度改革推進会議(2010年5月10日)議事要録より)

ひらがな表記に変えることで、社会(まち)に障害があることを社会でごまかしているのではないだろうか。

よって、障害のある人の自立生活がすすまなくなるかもしれない。

今は、障害の社会モデルなのだ！

※参考 都道府県の障害福祉課表記

北海道	保健福祉部福祉局 障がい者 保健福祉課
青森県	健康医療福祉部 障がい 福祉課
岩手県	障がい保健福祉課 障がい 福祉担当
宮城県	保健福祉部障害福祉課
秋田県	障害福祉課地域生活支援チーム
山形県	障がい 福祉課
福島県	保健福祉部 障がい 福祉課施設担当
茨城県	福祉部障害福祉課企画担当
栃木県	障害福祉課社会参加促進担当
群馬県	障害政策課施設利用支援係
埼玉県	福祉部障害者支援課施設支援担当
千葉県	障害福祉事業課事業・暮らしの場支援推進班
東京都	福祉局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当
神奈川県	障害福祉課社会参加推進グループ
新潟県	福祉保健部障害福祉課地域生活支援係
富山県	厚生部障害福祉課自立支援係
石川県	障害保健福祉課地域生活支援グループ

福井県	健康福祉部 障がい 福祉課地域生活支援室
山梨県	障害福祉課地域生活支援担当
長野県	健康福祉部 障がい者 支援課共生社会推進係
岐阜県	健康福祉部障害福祉課社会参加推進係
静岡県	障害者政策課
愛知県	福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ
三重県	障がい 福祉課地域生活支援班
滋賀県	健康医療福祉部障害福祉課社会活動係
京都府	障害者支援課福祉サービス・障害児支援係
大阪府	福祉部 障がい 福祉室自立支援課就労支援グループ
兵庫県	福祉部ユニバーサル推進課 障害福祉課
奈良県	福祉保険部障害福祉課共生推進係
和歌山県	障害福祉課
鳥取県	障がい 福祉課就労支援担当
島根県	障がい 福祉課地域生活支援S
岡山県	子ども・福祉部障害福祉課障害福祉企画班
広島県	健康福祉局障害者支援課 自立・就労グループ
山口県	健康福祉部障害者支援課

47都道府県のうち 「障がい」の表記 16道府県

徳島県	保健福祉部障がい福祉課社会参加・啓発担当
香川県	障害福祉課施設福祉・就労支援グループ
愛媛県	障がい福祉課障がい支援係
高知県	子ども・福祉政策部障害保健支援課
福岡県	福祉労働部障がい福祉課社会参加係
佐賀県	障害福祉課就労支援室
長崎県	福祉保健部障害福祉課自立就労支援班
熊本県	障がい者支援課社会参加班
大分県	障害者社会参加推進室就労促進班
宮崎県	福祉保健部障がい福祉課
鹿児島県	保健福祉部障害福祉課施設支援係
沖縄県	生活福祉部障害福祉課

障害の表記について

本計画では、文中の全ての箇所「障害」の表記を用いています。これは兵庫県障害福祉審議会において当事者の方々を交えて議論したところ、「害の字をほかの漢字やひらがなに変えることは、障害のある人が生活する上での様々な社会的障壁があることに対する社会全体としての認識・理解(社会的障壁の除去は社会の責務)をかえって曖昧にしてしまう」という意見が大勢を占めた結果を踏まえたものです。

将来は「障害」に代えて適切な言葉が使われ、障害者という呼称自体がなくなるべきと考えます。

しかし、それまでの間は「障害」の表記を用いることで「障害の社会モデル」の考え方を踏まえつつ、全ての人が社会で当たり前のように生活できるように、施策の充実や差別解消のための啓発に努めていきます。

兵庫県第7期障害福祉実施計画より

どういう表記であっても
使っている理由は
ハッキリ言えた方がいい
と思います。

自分史を
振り返ると

私の生育歴は・・・？

- 1968年8月23日
兵庫県姫路市生まれ
出生時、仮死状態だったおかげ
で脳性麻痺
- 4歳の終わりから、肢体不自由
児療育施設に単独入園
1年6ヶ月 障害者としての洗礼

・優生思想による矯正 (治療・訓練)

ありのままでもいいはずなのに、障害のない者に、無理矢理近づけようとしていた。

・家族 地域からの分離

幼いときから、家で家族と一緒に暮らすという経験も奪われていた。

わたしの生育歴は②・・・？

- 施設退所後、地元の幼稚園に3学期からすんなりと入園するも、修学前検診でビンゴ。入学予定の小学校ともめる。
- 無事、小学校、中学校は、普通学校へ通学するも、理不尽な理由で全寮制の養護学校高等部へ(当時 全国に3校のみ)
- 日本福祉大学社会福祉学部第Ⅱ部へ進学。無事、卒業。

・障害児のための教育とい
いながら、めんどくさいこ
とを棚上げしている。

本来、校区にある学校で、ともに学び生
活することで、ともに生きていくことが
わかるはず。

・社会生活からの分離

本来、年相応の社会生活が送れるよう
に保障されなければならないのに…

暮らしの基本

障害のある人もない人も

ともに生きる社会で

あること。

すなわち、

「地域で暮らす」ということ

地域自立生活の理念

障害のある人もない人も

地域で 助け合いながら

その人らしい暮らしを

ただふつうに
地域で暮らして
いきたいだけ

その思いに

寄り添いながら

一緒に考えていくしくみが

「相談支援」

そのものだと思う

自立って何だろう？！

- ・自分のことは、自分ですること？
- ・自分で働いて、稼いだお金で生活すること？
- ・結婚して、子どもを育てること？

これはこれで、**大事なことではあるけれど...**

自分の暮らしは、自分で決めることから始まると思う。

自分だけでできないことを手伝ってもらえばいいよ！

自分だけで決められなかったら、一緒に考えてもらおう。

自己決定・自己選択

そして 意思決定支援へ

もう一度



本人中心の

ケアマネジメントを考えたい

3 障害者ケアマネジメントとは

障害者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の**意向を踏まえて**、福祉・保健・医療のほか、教育・就労などの**幅広いニーズと**、**様々な地域の社会資源の間に立って**、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、**総合的かつ継続的な**サービスの供給を確保し、さらには**社会源の改善及び開発を推進する**援助方法である。

- 1 障害者の地域生活を支援する
- 2 ケアマネジメントを希望する者の意向を尊重する
- 3 利用者の幅広いニーズを把握する
- 4 様々な地域の社会資源をニーズに適切に結びつける
- 5 総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する
- 6 社会資源の改善及び開発を推進する

「相談支援業務に関する手引き」 厚生労働省 2024年

3相談支援における市町村における責務と役割

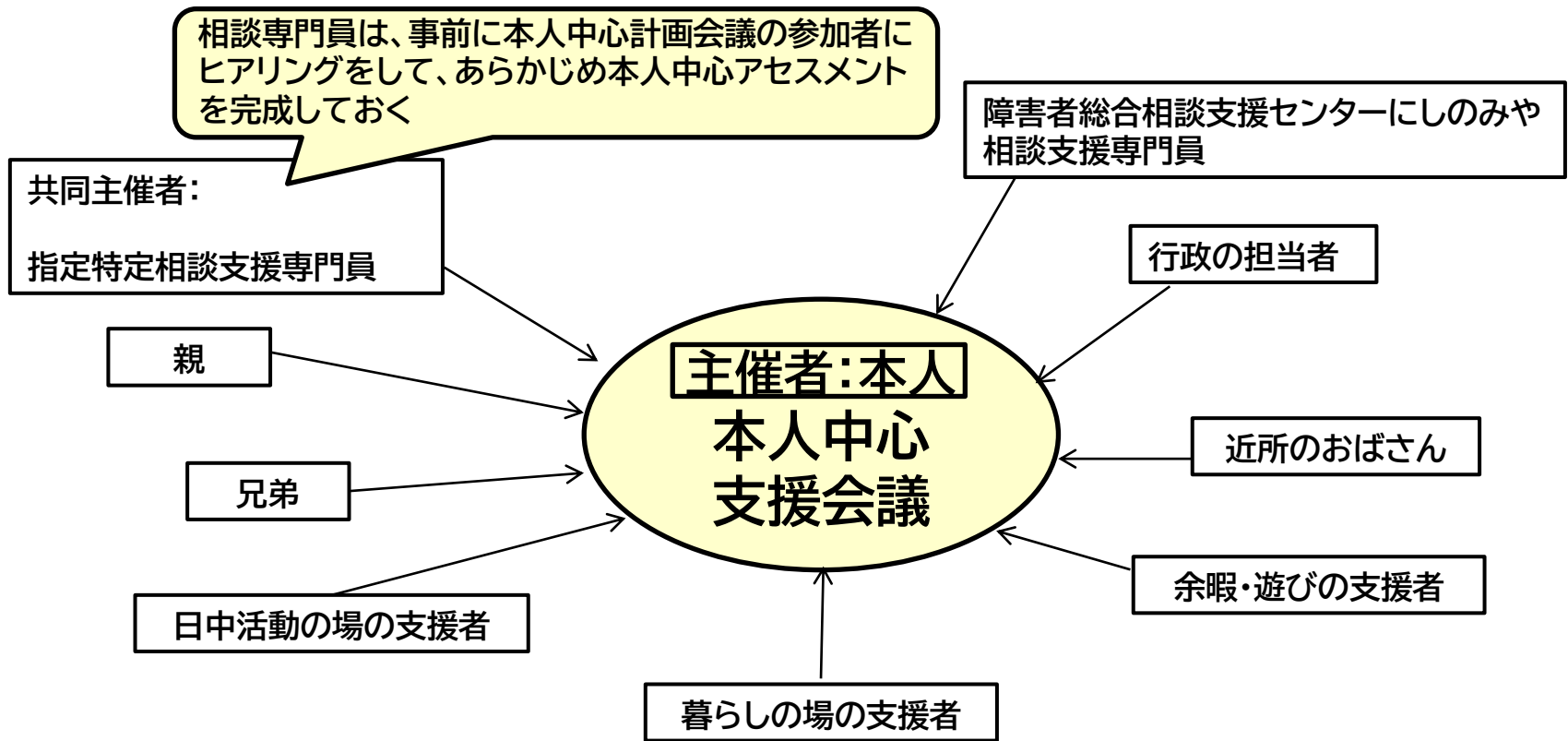
(1)障害福祉サービスの支給決定とケアマネジメント

市町村は、障害福祉サービスの支給決定権者(法第 22 条)として、また、「計画相談」についての事業者指定権者として利用者への障害福祉サービス等の種類と量の適切な支給決定及び事業所の計画的整備、相談支援従事者の確保等の相談支援の提供体制の確保を行う責任がある。

利用者への障害福祉サービス等の利用に係る支援や市町村による支給決定の実施を適切に行うため、市町村には、障害福祉サービス等の量的確保と質を担保すると同時に、ケアマネジメントの提供体制を確保する役割がある。ケアマネジメントは障害福祉サービス等の利用支援のみに留まらず、障害者等の地域生活を支援するために必要なものであるが、障害福祉サービス等を利用する者については、「計画相談」により提供され、より一般的な相談支援や障害福祉サービス等を利用しない者については、障害者相談支援事業により提供される体制の確保が必要である。

「計画相談」については、相談支援専門員による適切な頻度によるモニタリングが重要であり、利用するサービス毎に規定された実施標準期間によって一律に決定することなく、利用者の状況等に応じてよりきめ細かく実施することが重要である。支給決定に際しては、モニタリング頻度についても適切に決定することが求められ、支援方針や支援内容の検討・検証を地域の相談支援事業者と市町村及び基幹相談支援センターが共同で定期的実施する仕組みをつくることが必須である。

また、市町村は、障害者の地域生活を支援するため、ケアマネジメントを通じて明らかになった社会資源の実情を考慮し、適宜、市町村障害者計画に反映させ、公的サービスの充実を図るよう努めるとともに、相談支援従事者と連携し、地域のインフォーマル・サポートに対する支援を行う必要がある。



<西宮市の本人中心支援会議のイメージ図>

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進(運営基準への位置づけ)

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

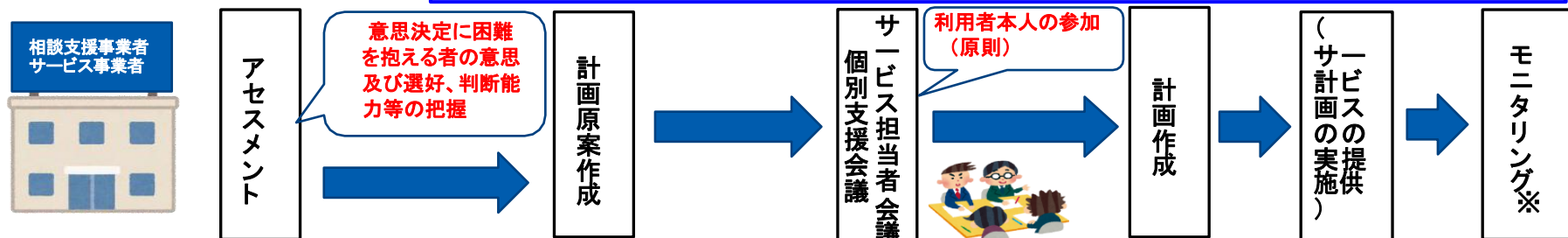
【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考) 障害者の意思決定支援のプロセス

相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示
令和7年度相談支援従事者指導者研修資料より

2026年度から義務化される地域移行等意向確認等の具体的な内容

① 地域移行等意向確認等に関する指針の作成

施設として、入所者への意向確認の手順や方法を明確に示した指針を作成し、支援者が一貫した支援を提供できるようにすることが求められています。

② 地域移行等意向確認担当者の選任

入所者の地域生活への移行や入所している施設外の障害福祉サービスの利用等についての意向確認を定期的に行う担当者(地域移行等意向確認担当者)を選任することが求められます。担当者は、入所者一人ひとりのニーズを把握し、必要に応じて、地域生活支援拠点等や相談支援事業所などと連携しながら適切な支援をする役割を担います。

③ 意向確認の実施と個別支援計画への反映

地域移行等意向確認担当者は、すべての入所者に対して、現在の障害福祉サービス等の利用状況を把握したり、地域生活への移行や施設外の日中活動系サービスの利用に関する意向等について定期的に確認したりして、その内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告しなければなりません。こうしてサービス管理責任者と協力し、入所者の意向を反映した個別支援計画を作成することが求められます。

本人中心の

相談支援の展開 事例編

～エンパワメントされる障害当事者と相談支援専門員～



事例を聞く際に

留意して見ていただきたいポイント①

- 利用者の主訴は何か？
- 利用者のストレングスは？
- 相談支援専門員の立ち位置
- エンパワメントや権利擁護の視点
- ケアマネジメントプロセスにおける
ネットワーク形成力
- みなさんが関わるケースとしたら・・・

肢体に障害がある人の 地域生活移行支援 ～ Mさんから学ぶもの ～ アウトリーチから始まる支援

※アウトリーチとは

広義のアウトリーチ

- ①ニーズを引き起こし ②情報提供 ③サービス提供
- ④地域づくりなどの過程における専門機関における積極的取り組みである。

狭義のアウトリーチ

客観的にみて援助が必要と判断される問題を抱え、社会的に不適応状態にありながら自発的に援助をもとめようとしない対象者に対して、援助機関側から積極的に働きかけ、その問題を確認しながら援助を活用するように動機付け、問題解決を促進する技法及びその視点のことである。

Mさんの希望(100文字要約)

2001年当時

- ぼくは、長年施設で暮らしてきたが、ここでの生活もいろいろの制限もあるので、施設を出てひとり暮らしをしたいと考えている。

でも、両親が退所に反対しているし、ぼく自身も本当にひとり暮らしができるかどうか不安な気持ちもある。しかし、自分らしく生きてみたい。

Mさんとの出会い

- 旧重度身体障害者授産施設に入所していた
- 自立生活センターがILP(自立生活プログラム)の参加呼びかけのために施設訪問をした
- その時に、何人かの仲間とILPを受講した
- その仲間数人は、ILPをきっかけに一人暮らしをはじめていった
- 自分もできるかな？
自立したいな!と思い始めた

Mさんの自立生活プログラム

～ 外出編 ～

- 車イスで電車に乗れるの？
- レストランでのメニュー選びと支払い
- 40年目にして、初めて電動車イスで踏切を渡る喜びと感動。
- 施設からコンビニへ行くという冒険
かまぼこ型の道と歩道の狭さを知る
- 介助者を利用しての外出
ショッピングや通院

Mさんの自立生活プログラム

～ 自立生活編 ～

- 先輩である自立生活者の話を聞く
- 介助制度を知る
措置とセルフマネジメント
- 年金と生活保護
- 自分の障害と健康
- 住宅の借り方と住宅改修
- 自分の障害に応じた福祉機器いろいろ

など

Mさんの自立生活プログラム

～ 個別編 ～

- 自分の生活に必要な介助とは・・・
 ありがちなのは、自分には24時間必要だ
- 年金と生活保護の理解と手続き
- 自立生活体験の実施
 1週間でセルフマネジメントの体験
- トイレ問題の悩み
- 自立生活の意思を両親に伝えることの難しさ
 など

Mさんの不安要素①

- 強固な親の反対をどう説得するのか？
途中何回も一人暮らしをあきらめようとする。

アドバイス&サポート

両親に対しては、自立への仕組み等を説明する。(何回も何回も)

Mさんの思いを手紙に書いて伝える
ということを提案。

Mさんの不安要素②

- ・トイレの失敗で畳を汚して落ち込む
トイレの問題があるから
24時間介助が必要？

アドバイス&サポート

畳にビニールシートを敷いては？
住宅改修につながる。

ポータブルトイレを畳に
埋め込むことを提案。

Mさんの不安要素③

- 思うように動かない身体で一人暮らしは無理かも…。

施設では、筋緊張が強い日などは、寝かせきり状態だった。

自立してからも筋緊張で2回救急車を呼んだ。

アドバイス

ビールやお風呂でリラックス

5年かけて自立したMさんの力

- 介助者のセルフコーディネーター
介助者派遣コーディネーターからのバトンタッチ
- 元自分がいた施設の仲間への働きかけ
一人暮らしの楽しさを伝える
- 公民館での句会に参加
- 医療機関を自分で選ぶ
薬漬けの整形外科にさようなら
- 自分にあった車イスの制作
身体障害者更生相談所に自分で処方箋を書く
- そして、まわりを明るくしてくれる

Mさんのプロフィール

- 2018年当時のMさん

(自立生活を始めて17年)

50歳代後半 男性 身体障害者1種1級

脳性麻痺による四肢麻痺

障害基礎年金 特別障害者手当

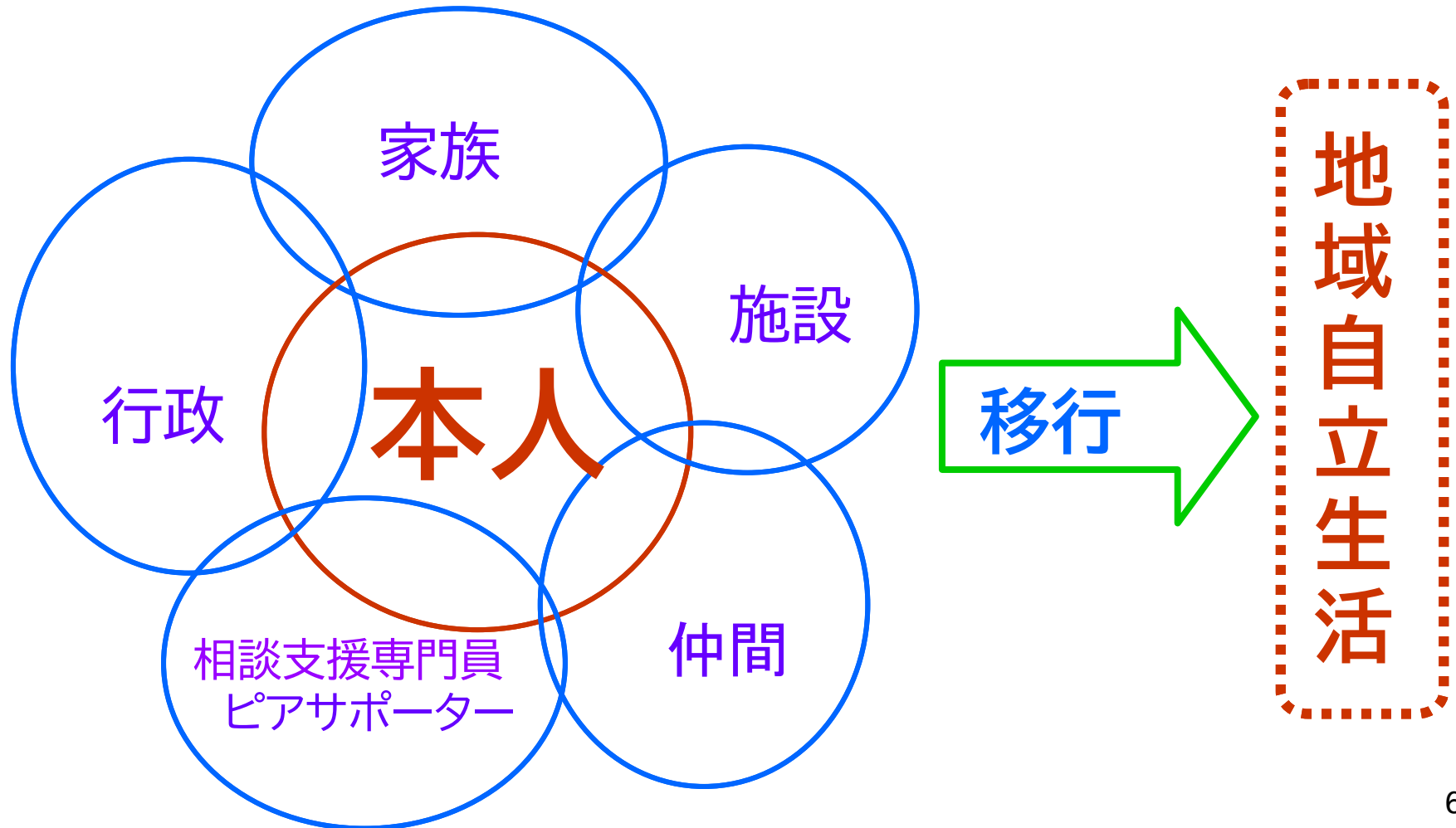
生活保護

障害支援区分 6

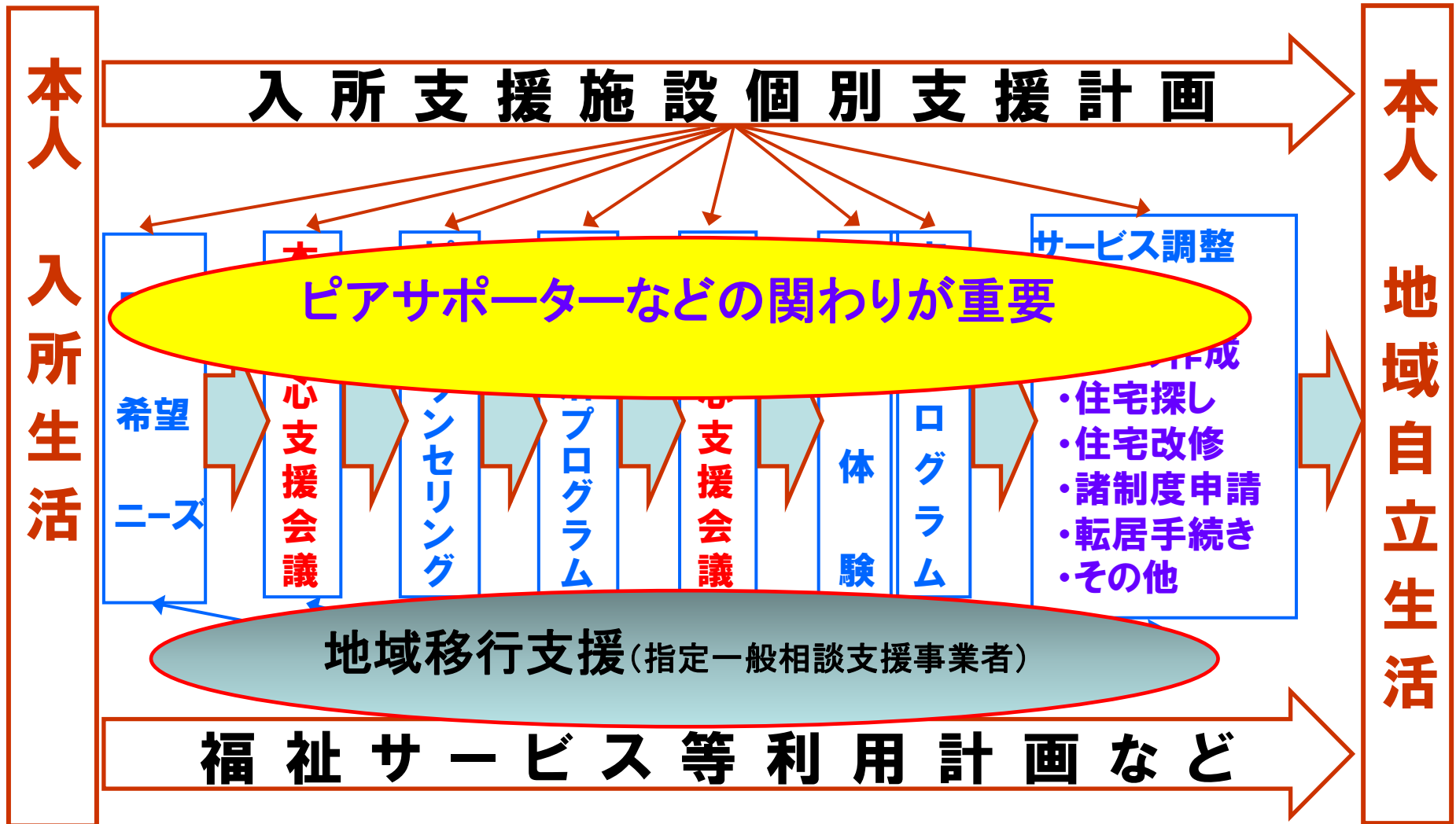
重度訪問介護 606時間(うち移動加算60時間)

アパートで一人暮らし

みんなでモチベーションをあげながら 地域自立生活移行に取り組む



地域移行支援モデル一例



私たちの使命

- 多様性を理解し、その人自身の暮らしを応援する。
- 本人の最善の利益と向き合い続ける。
- 「生きづらさ」「暮らしづらさ」を解消していく。
- そして、すべての「命」を守り続ける。

私たちとした理由は・・・

- ・みなさんは、都道府県職員として、相談支援従事者養成研修を実施する担当者です。
- ・しかし、この講義で、相談支援の目的などを理解していただいたと思います。
- ・その上で、ただ研修を実施すればいいと捉えるのではなく、それぞれの都道府県で、どんな人材を養成していくのか。そのためには、何が必要かを考えていただきたいです。
- ・また、それぞれの都道府県で、どんな相談支援体制を作っていくのか。他の担当者や市町村、相談支援事業所とともに検討していただきたいのです。

人権としてとらえていく

ピープルファースト(People First)

「わたしは、障害者としてではなく、
まず、ひとりの人間として見てほしい」

(まず第1に人間として…)

(それは、高齢者なども同じことではないか?)

チャイルドファースト(Child First)

「わたしは、障害児としてではなく、ま
ず、ひとりのこどもとして見てほしい」

こんな社会にしたいな

その人らしい暮らしを
実現していける社会に
誰ひとり取り残されない
まちづくりを！